

「令和7年度下請事業者との取引に関する調査」に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和8年1月1日に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」といいます。）が施行され、同日以降に発注する取引から適用されます。

今回の調査では、取適法により新たに追加される規制事項に関する設問を設けており、各設問について、どのような回答の場合に、取適法施行後に同法違反となるおそれがあるのかについて以下のとおり解説しています。

つきましては、貴社（者）の回答※と合わせ御確認いただき、取適法違反のおそれがある事項については、取適法遵守に向けて適切な対応を御検討ください。

※貴社（者）の回答については、本調査のWEB回答フォームから御確認いただくことはできません。  
調査に御回答いただいた際に出力・保存した、お手元の調査票の写し（PDF）にて御確認ください。

中小企業庁 事業環境部 取引課

## 価格交渉の状況について（設問15のイ、ウ及びエ）

### 【設問15のイ】

労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことなどを理由に、下請事業者から下請代金の額に関する協議を求められたことがありますか。

①ある

### 【設問15のウ】

前記イで「①ある」を選択した場合、協議に応じず、一方的に下請代金の額を決定したことがありますか。

### 【設問15のエ】

前記イで「①ある」を選択した場合、協議において下請事業者の求めた事項について、必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に下請代金の額を決定したことがありますか。

①ある

①ある

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、  
協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、  
一方的な製造委託代金の額の決定が禁止されます。

### 【製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律】

#### 第5条（委託事業者の遵守事項）

- 2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。  
四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

# 協議に応じない一方的な代金決定の禁止① 【改正】

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

## 改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

## 改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

改正法

交渉プロセスに着目した規定

### 【対価引下げ型】



### 引下げ後の対価



### 【コスト上昇型】



### 引上げ後の対価



# 協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

## 運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

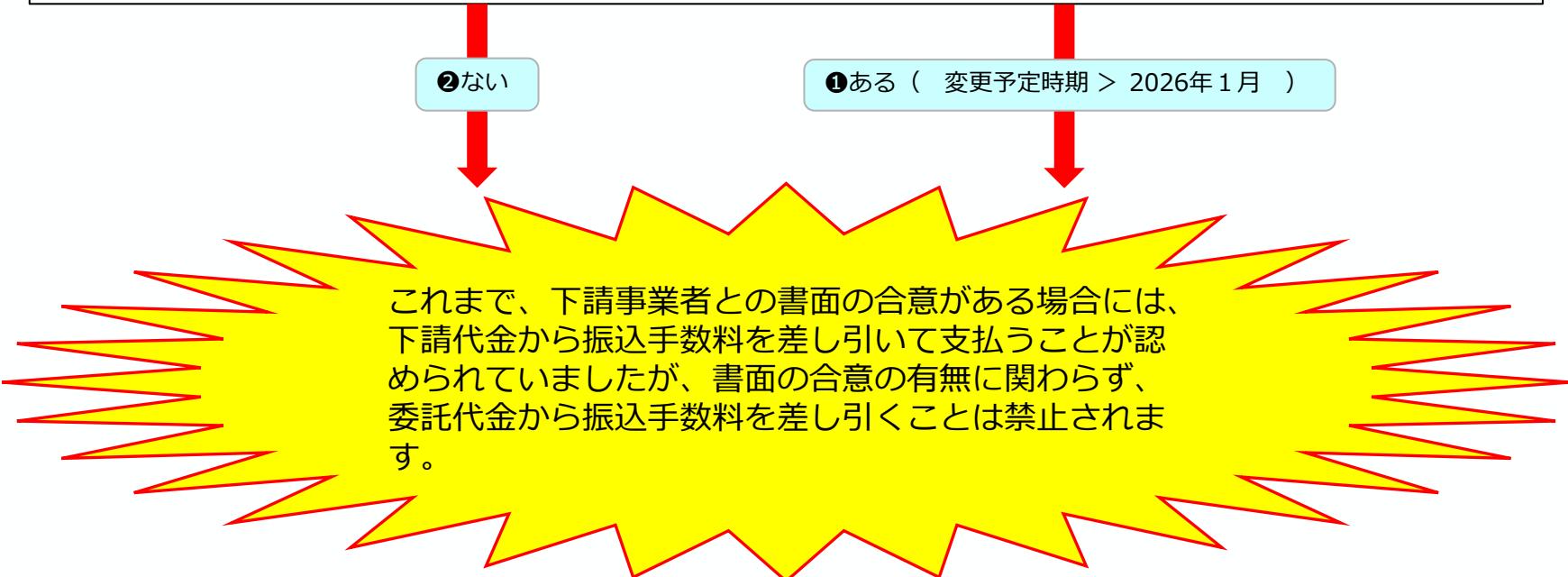
「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- ・中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- ・「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げる事のほか、据え置くことも含まれる。

## 下請代金の支払い方法について（設問15のオ）

### 【設問15のオ】

下請代金を現金払（金融機関振込みを含みます）としており、下請事業者が振込手数料を全額又は一部負担している場合（下請事業者との書面の合意の有無を問いません）、振込手数料を貴社が全額負担する方法に変更する予定はありますか。



# 振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

## 【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、  
下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。



## 【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。

## 下請代金の支払い方法について（設問15の力）

### 【設問15の力】

下請代金を手形払いで行っている場合、現金払、一括決済方式（例：ファクタリング方式）又は電子記録債権に変更する予定はありますか。

②ない

①ある（変更予定期間 > 2026年1月）

製造委託等の代金の支払手段について、手形払いが禁止されます。

また、その他の支払手段（電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）など）についても、支払期日までに製造委託代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます。

## 下請代金の支払い方法について（設問15のキ及びケ）

### 【設問15のキ】

下請代金の支払を一括決済方式（例：ファクタリング方式）又は電子記録債権で行っている場合、これらの支払方法を利用する際に生じる各種手数料（例：決済手数料等）は貴社が負担していますか。

②下請事業者が全額又は一部を負担している

### 【設問15のケ】

一括決済方式（例：ファクタリング方式）又は電子記録債権に関する各種手数料を貴社が全額負担する方法に変更する予定はありますか。

②ない

①ある（変更予定時期> 2026年1月）

一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合、支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日以前に到来するものは認められますが、中小受託事業者が支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものは認められません。（手数料等とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいいます。）

# 手形払等の禁止【改正】

## 改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

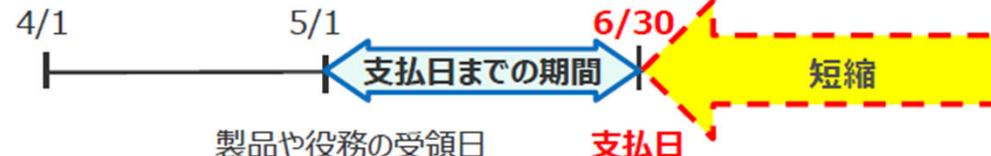
## 改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



改正法



# 金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

## ✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

## ✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

## 【具体例】

### ●電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

### ●一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

# 手形以外の支払手段における支払期日の取扱い【改正】

## 4 条 規則

### 第一条柱書

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

第一項第四号 製造委託等代金の額及び支払期日

同項第五号

当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

ハ 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

同項第六号

イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることとする期間の始期

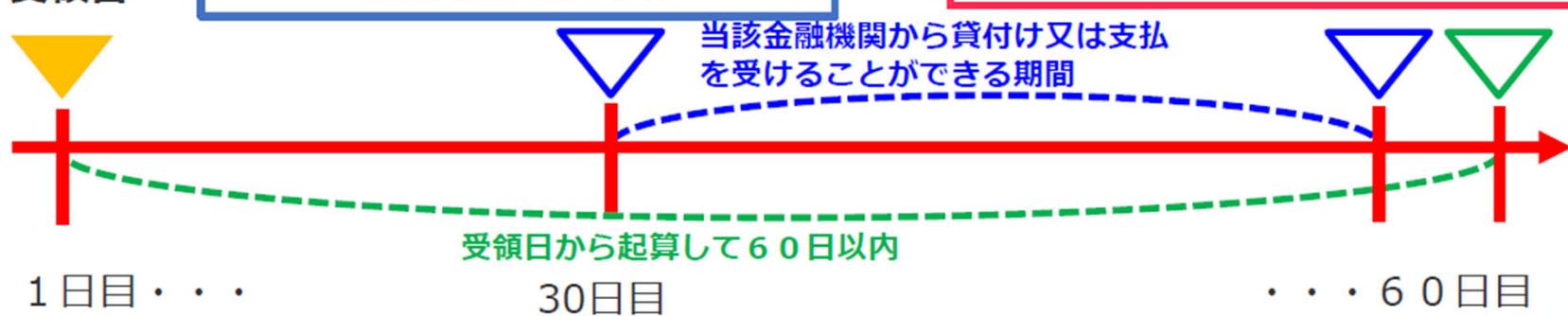
電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

### 【具体例】

受領日

貸付け又は支払を受けることができる期間の始期  
(第五号口、第六号イ)

満期日・決済日（第五号ハ、第六号口）  
≤支払期日（第四号）



出典：～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会資料／公正取引委員会

## 【参考】法律改正の概要について

# 2026年1月から「下請法」は「取適法」へ

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：取適法（とりてきほう））

## 改正事項

### 法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

### 適用対象の拡大

### 面的執行の強化

#### ● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

### その他

#### ● 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

● 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

### ● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

### ● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

### 禁止行為の追加

### ● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

### ● 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

公正取引委員会及び中小企業庁では法律改正の内容について、講習会の開催や資料の提供を行っておりますので、これらについてもご活用ください。

#### ★中小受託取引適正化法講習会（オンラインセミナー）

<https://tekitorisupport.go.jp/>

#### ★2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント設営会

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kaiseihou\\_setsumeikai.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kaiseihou_setsumeikai.html)

※説明会資料 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251014.html>